

地震災害対策計画新旧対照表（案）

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 本町の特質と災害要因	第2章 本町の特質と災害要因	
	第2節 社会的条件	第2節 社会的条件	
5	(1) 本町の人口及び世帯数は減少傾向のまま推移し、一世帯あたりの人員も減少している。これは長年にわたる若年層の流出で過疎、高齢化が一層進行したことによるもので、65歳以上の人口割合は <u>51.40%(令和4年12月1日現在)</u> であり、今後もこの傾向は進むものと予想される。	(1) 本町の人口及び世帯数は減少傾向のまま推移し、一世帯あたりの人員も減少している。これは長年にわたる若年層の流出で過疎、高齢化が一層進行したことによるもので、65歳以上の人口割合は <u>52.03%(令和5年12月1日現在)</u> であり、今後もこの傾向は進むものと予想される。	時点更新
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
25	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>うえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</u>	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。</u>	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
41	3 町における措置 町は、自主防災組織が消防団、企業、学校、 <u>自主防災会</u> など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、	3 町における措置 町は、自主防災組織が消防団、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、	表記の整理
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	基本方針	基本方針	
49	■ 基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、 <u>一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。</u>	■ 基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、 <u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。</u>	表記の整理
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
51	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> 促進 ア(略) イ 市町村の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成 県は、耐震改修 <u>(追記)</u> については、市町村の実施する耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>等</u> 促進 ア(略) イ 市町村の耐震改修費・ <u>除却費</u> 補助事業への助成 県は、耐震改修・ <u>除却</u> については、市町村の実施する耐震改修費・ <u>除却費</u> 補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。	県除却費補助事業の追記等

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> の促進</p> <p>ア 普及・啓発</p> <p>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>(追記)</u> を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</p> <p>県が耐震<u>診断</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町村の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>づけ</u>られている建築物に対する市町村の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修<u>等</u>の促進</p> <p>ア 普及・啓発</p> <p>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修<u>等</u>を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成</p> <p>県が耐震<u>化</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町村の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業への助成</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>付</u>けられている建築物に対する市町村の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業に助成するものとする。</p>	
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
55	<p>2 道路施設</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>づけ</u>る道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>づけ</u>る道路として指定する。</p>	<p>2 道路施設</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>付</u>ける道路の指定</p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>付</u>ける道路として指定する。</p>	表記の整理
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
57	<p>4 上水道(簡易水道)</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>簡易水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、<u>(追記)</u> 簡易水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>水源が山間部に位置するため、災害の防護にあたっては、砂防工事や護岸工事などの長期的な推進を図る。また、<u>水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。</u></p>	<p>4 上水道(簡易水道)</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>簡易水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、</u>簡易水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>水源が山間部に位置するため、災害の防護にあたっては、砂防工事や護岸工事などの長期的な推進を図る。また、<u>(削除)</u> 老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。</p>	<p>水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正</p> <p>町内に石綿セメント管がないため削除</p>
60	<p>6 通信施設</p> <p><u>イ 株式会社NTTドコモ</u></p>	<p>6 通信施設</p> <p><u>イ KDDI株式会社</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>(内閣府公)</p>

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
	<p><u>株式会社NTTドコモは、</u> <u>(中略)</u> <u>b 非常用基地局による通信の疎通確保</u></p> <p><u>ウ KDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、</u> <u>(中略)</u> <u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u></p>	<p><u>KDDI株式会社は、</u> <u>(中略)</u> <u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u></p> <p><u>ウ 株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> <u>(中略)</u> <u>b 非常用基地局による通信の疎通確保</u></p>	<p>表の順序で整理)</p>
	<p>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	<p>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	
	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p>	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p>	
75	<p>県及び町における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 造成宅地防災区域</p> <p>県は町と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい<u>(追記)</u>造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>県及び町における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 造成宅地防災区域</p> <p>県は町と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい<u>一団の</u>造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>表記の整理 (宅地造成等規制法との整合)</p>
	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	
75	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>県は(中略)指定を行う。 <u>(追記)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、<u>(追記)</u>周知する。(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>指定区域内において(中略)規制・指導する。 <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「が</u></p>	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>県は(中略)指定を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表<u>し、標識等により住民へ</u>周知する。(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>指定区域内において(中略)規制・指導する。 <u>(削除)</u></p>	<p>県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正</p>

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
	<u>け地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u>		
	第6章 避難行動の促進対策	第6章 避難行動の促進対策	
	第1節 気象情報や避難情報の情報伝達体制の整備	第1節 気象情報や避難情報の情報伝達体制の整備	
93	2 町における措置 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	2 町における措置 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、 <u>ケーブルテレビ網</u> 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	表記の整理
	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
103	県、町及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 町は（中略）この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u> イ 避難行動要支援者名簿の整備等 b 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載及び記録するものとし、避難行動要支援者を把握するために、関係部署で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。又、難病患者等に関わる情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、愛知県知事及びその他の者に対して、必要な情報の取得に努める。 <u>(追記)</u>	県、町及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 町は（中略）この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u> イ 避難行動要支援者名簿の整備等 b 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載及び記録するものとし、避難行動要支援者を把握するために、関係部署で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。又、難病患者等に関わる情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、愛知県知事及びその他の者に対して、必要な情報の取得に努める。 <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u>	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
	第10章 防災訓練及び防災意識の向上	第10章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
125	<p>県、町、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 県及び町は、防災週間（<u>追記</u>）等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。（中略） ア～ウ（略） <u>（追記）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等（<u>追記</u>）について、（略）</p>	<p>県、町、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、防災週間<u>及び津波防災の日</u>等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。（中略） ア～ウ（略） <u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>の生活必需品</u>について、（略）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （防災人材育成の主体の追記）</p> <p>表記の整理</p>
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
147	<p>2 町における措置</p> <p>(4) 勤務時間外における体制の整備 エ 勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、「<u>設楽町災害時初動マニュアル</u>」に基づき、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参入しなければならない。</p>	<p>2 町における措置</p> <p>(4) 勤務時間外における体制の整備 エ 勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、「<u>設楽町業務継続計画（設楽町BCP）</u>」に基づき、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参入しなければならない。</p>	表記の整理
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第2節 避難情報	第2節 避難情報	
158	<p>7 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底 (略)</p> <p>イ 達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。 (略)</p>	<p>7 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底 (略)</p> <p>イ 達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>ケーブルテレビ</u>、メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。 (略)</p>	表記の整理

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由																																																																																																																													
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																																																																																																																														
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置																																																																																																																														
161	表中 区分：第2節 通信手段の確保 機関名：県、 <u>市町村</u> 、防災関係機関	表中 区分：第2節 通信手段の確保 機関名：県、 <u>町</u> 、防災関係機関	表記の整理																																																																																																																													
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達																																																																																																																														
162	1 町の措置 (1)～(2)(略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無に関わらず、町の区域内で <u>安否不明者・行方不明となった者</u> について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 (略)	1 町の措置 (1)～(2)(略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無に関わらず、町の区域内で <u>安否不明(削除)・行方不明となった者</u> について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 (略)	表記の整理																																																																																																																													
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保																																																																																																																														
167	1 県、町及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線(<u>追記</u>)を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	1 県、町及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>又は有線</u> を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	回線の整備状況に合わせた修正																																																																																																																													
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																																																																																														
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																																																																																																																														
186	表1 防災活動拠点の区分と要件等	表1 防災活動拠点の区分と要件等	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件等</th> <th>1地区防災活動拠点</th> <th>2地域防災活動拠点※</th> <th>3広域防災活動拠点</th> <th>4中核広域防災活動拠点</th> <th>5航空広域防災活動拠点</th> <th>追加</th> <th>追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>災害想定規模</td> <td>町区域内・林野火災・局地的な土砂災害等</td> <td>複数の市町村に及ぶ災害・相当規模の林野火災・相当規模の風水害、土砂災害等</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>応援規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>県内市町村等</td> <td>隣接県等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>町内の活動拠点</td> <td>郡単位、広域圏単位の活動拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> <td>全県で中心となる活動拠点</td> <td>主に空輸される要員、物資の集積拠点</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>町で1か所程度</td> <td>郡又は圏域単位で1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>3ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>10ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>30ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>倉庫等</td> <td>倉庫等</td> <td>倉庫等</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> </tbody> </table>	要件等	1地区防災活動拠点	2地域防災活動拠点※	3広域防災活動拠点	4中核広域防災活動拠点	5航空広域防災活動拠点	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	災害想定規模	町区域内・林野火災・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害・相当規模の林野火災・相当規模の風水害、土砂災害等	追加	追加	追加	追加	追加	応援規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等	追加	追加	追加	役割	町内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	追加	追加	拠点数	町で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	追加	追加	追加	要件	面積	1ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	30ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	追加	追加	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等	倉庫等	倉庫等	追加	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1地区防災活動拠点</th> <th>2地域防災活動拠点※</th> <th>3広域防災活動拠点</th> <th>4中核広域防災活動拠点</th> <th>5航空広域防災活動拠点</th> <th>6臨海広域防災活動拠点</th> <th>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県及び政令市</td> <td>県及び政令市</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害想定規模</td> <td>市町村区域内・林野火災・局地的な土砂災害等</td> <td>複数の市町村に及ぶ災害・相当規模の林野火災・相当規模の風水害、土砂災害等</td> <td>広域の市町村に及ぶ災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市の災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等</td> <td></td> <td></td> <td>広域の市町村に及ぶ災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等</td> </tr> <tr> <td>応援規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>県内市町村等</td> <td>隣接県等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>郡単位、広域圏単位の活動拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> <td>全県で中心となる活動拠点</td> <td>主に空輸される要員、物資の集積拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>郡又は圏域単位で1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>県内に4か所程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>3ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>10ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>30ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>ストックカード10ヘクタール程度以上</td> <td>1ヘクタール程度以上、大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>倉庫等</td> <td>倉庫等</td> <td>倉庫等</td> <td>前置岸壁</td> <td>倉庫等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1地区防災活動拠点	2地域防災活動拠点※	3広域防災活動拠点	4中核広域防災活動拠点	5航空広域防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県				災害想定規模	市町村区域内・林野火災・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害・相当規模の林野火災・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等	応援規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等				役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点	拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所程度	要件	面積	1ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	30ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	ストックカード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上、大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等	倉庫等	倉庫等	前置岸壁	倉庫等
要件等	1地区防災活動拠点	2地域防災活動拠点※	3広域防災活動拠点	4中核広域防災活動拠点	5航空広域防災活動拠点	追加	追加																																																																																																																									
追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加																																																																																																																									
災害想定規模	町区域内・林野火災・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害・相当規模の林野火災・相当規模の風水害、土砂災害等	追加	追加	追加	追加	追加																																																																																																																									
応援規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等	追加	追加	追加																																																																																																																									
役割	町内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	追加	追加																																																																																																																									
拠点数	町で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	追加	追加	追加																																																																																																																									
要件	面積	1ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	30ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	追加	追加																																																																																																																									
	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等	倉庫等	倉庫等	追加	追加																																																																																																																									
区分	1地区防災活動拠点	2地域防災活動拠点※	3広域防災活動拠点	4中核広域防災活動拠点	5航空広域防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点																																																																																																																									
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県																																																																																																																												
災害想定規模	市町村区域内・林野火災・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害・相当規模の林野火災・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害・大規模な地震災害・大規模な風水害等																																																																																																																									
応援規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等																																																																																																																												
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点																																																																																																																									
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所程度																																																																																																																									
要件	面積	1ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	30ヘクタール程度以上であれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	ストックカード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上、大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能																																																																																																																									
	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等	倉庫等	倉庫等	前置岸壁	倉庫等																																																																																																																									

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
191	表中 区分：第1節 救出・救助活動 機関名：中部地方整備局、 <u>高速道路会社</u>	表中 区分：第1節 救出・救助活動 機関名：中部地方整備局	表記の整理 (町内に中 日本高速道 路株式会 社管理道 路がない ため)
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
191	2 県警察における措置 (1) 県警察は、町(<u>追記</u>)と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。	2 県警察における措置 (1) 県警察は、町 <u>及び防災関係機関</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。	表記の整理
192	5 中部地方整備局における措置 <u>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</u> 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。 <u>(2) 高速道路のサービスエリア等の使用</u> <u>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</u>	5 中部地方整備局における措置 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。 <u>(削除)</u>	表記の整理 (町内に中 日本高速道 路株式会 社管理道 路がない ため)
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
219	表中 機関名： <u>中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</u> <u>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>○一般通行者に対する情報提供</u> <u>○関係機関との情報交換</u> <u>○応急復旧対策の実施</u>	<u>(削除)</u>	表記の整理 (町内に中 日本高速道 路株式会 社等管理 道路がない ため)
220	機関名：中部運輸局 ○関係事業者に対する輸送力確保措置の <u>指導</u> ○県の要請に基づく車両等の調達 <u>あっせん</u>	機関名：中部運輸局 ○関係事業者に対する輸送力確保措置の <u>協力要請</u> ○県の要請に基づく車両等の調達 <u>調整</u>	表記の整理

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
	<p>■ 主な機関の措置</p> <p>221 表中 区分：第2節 道路施設対策 機関名：<u>中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</u> 主な措置：<u>2・4・5 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>2・4・5 (2) 一般通行者に対する情報提供</u> <u>2・4・5 (3) 関係機関との情報交換</u> <u>2・4・5 (4) 応急復旧対策の実施</u></p> <p>機関名：県 主な措置：<u>3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>3(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> <u>3(3) 二次災害防止のための交通規制</u> <u>3(4) 情報の提供</u> <u>3(5) 応急復旧対策の実施</u></p> <p>機関名：町 主な措置：<u>6(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>6(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> <u>6(3) 情報の提供</u></p> <p>区分：第3節 緊急輸送手段の確保 機関名：輸送機関（<u>鉄道事業者、自動車運送事業者等</u>）</p> <p>機関名：中部運輸局 主な措置：4<u>(1) 鉄道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく車両等の調達あつせん</u> <u>4(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく船舶等の調達あつせん</u></p>	<p>■ 主な機関の措置</p> <p>表中 <u>(削除)</u></p> <p>機関名：県 主な措置：<u>2(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>2(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> <u>2(3) 二次災害防止のための交通規制</u> <u>2(4) 情報の提供</u> <u>2(5) 応急復旧対策の実施</u></p> <p>機関名：町 主な措置：<u>3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>3(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> <u>3(3) 情報の提供</u></p> <p>区分：第3節 緊急輸送手段の確保 機関名：輸送機関（自動車運送事業者）</p> <p>機関名：中部運輸局 主な措置：4 自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の<u>協力要請</u>、及び県の要請に基づく車両等の調達<u>調整</u> <u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理 （町内に中日本高速道路株式会社等管理道路がないため）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 （町内に鉄道路線等がないため）</p>
	<p>第2節 道路施設対策</p>	<p>第2節 道路施設対策</p>	
227	<p>2 中日本高速道路株式会社における措置 <u>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> <u>ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理 （町内に中日本高速道路株式会社管理道路が</p>

頁	現行（令和5年3月修正）			修正（令和6年 月修正）	修正理由
	種 類	実施時期	点検内容		ないため
	状況把握 点検	災害発生 直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、 道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線 の状況等を点検するもの		
	応急復旧 点検	状況把握 点検 実施後直 ちに	上下線分離の道路については最低上下各1車線 又は片側2車線を、非分離の道路については最 低1車線を速やかに確保するため、どのような 応急復旧が必要か点検するもの		
	<p><u>イ 一般加入電話が使用できない場合は、自営回線及び衛星防災通信システムを活用し、的確な情報の収集等に努める。</u></p> <p><u>ウ 状況に応じて、所有するヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。</u></p> <p><u>エ 人命等の保護のため必要があるときは、関係機関に応援要請を行う。</u></p> <p><u>オ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p><u>(2) 一般通行者に対する情報提供</u></p> <p><u>ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。</u></p> <p><u>イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。</u></p> <p><u>ウ 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定することが可能な場合、事前に通行規制見込みの可能性について周知を図るものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用することとする。また、降雨予測の変化に応じて適宜内容の見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 関係機関との情報交換</u></p> <p><u>防災関係機関により定められた連絡窓口と的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回道路情報等の状況把握に努める。</u></p> <p><u>(4) 応急復旧対策の実施</u></p> <p><u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p>				

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
	<p><u>イ あらかじめ定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。</u></p> <p><u>ウ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。</u></p> <p><u>エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p><u>オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p>		
228	<p>3 県における措置 (略)</p>	<p>2 県における措置 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
229	<p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p><u>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p><u>ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。</u></p> <p><u>イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。</u></p> <p><u>ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p><u>(2) 一般通行者に対する情報提供</u></p> <p><u>一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。</u></p> <p><u>(3) 関係機関との情報交換</u></p> <p><u>防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。</u></p> <p><u>(4) 応急復旧対策の実施</u></p> <p><u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p><u>イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理 (町内に愛知県道路公社管理道路がないため)</p>

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
230	<p><u>輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</u></p> <p><u>ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p><u>(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等</u></p> <p><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>5 町における措置 (略)</p>	<p>3 町における措置 (略)</p>	表記の整理
第3節 緊急輸送手段の確保		第3節 緊急輸送手段の確保	
231	<p>1 輸送機関における措置</p> <p><u>鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関</u>は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、<u>列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等</u>臨機の措置を講ずる。</p>	<p>1 輸送機関における措置</p> <p>自動車運送事業者は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。</p>	表記の整理 (町内に鉄道路線等がないため)
232	<p>4 中部運輸局の措置</p> <p>中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、<u>鉄道事業者、自動車運送事業者等</u>の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう<u>指導</u>を行うとともに、県の要請により車両等の調達<u>のあっせん</u>を行う。</p>	<p>4 中部運輸局の措置</p> <p>中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者等との関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう<u>協力要請</u>を行うとともに、県の要請により車両等の調達<u>調整</u>を行う。</p>	
第14章 ライフライン施設等の応急対策		第14章 ライフライン施設等の応急対策	
■ 主な機関の応急活動		■ 主な機関の応急活動	
258	<p>表中 機関名：<u>ガス会社</u>、LPガス協会</p>	<p>表中 機関名：LPガス協会</p>	表記の整理 (町内に都市ガス事業者がないため)
■ 主な機関の措置		■ 主な機関の措置	
258	<p>表中 区分：第2節 ガス施設対策</p>	<p>表中 区分：第2節 ガス施設対策</p>	表記の整理 (町内に都

頁	現行(令和5年3月修正)	修正(令和6年 月修正)	修正理由
	機関名： <u>東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社</u> 、一般社団法人愛知県LPガス協会 主な措置： <u>1(1)・2</u> (1) 災害対策本部の設置 <u>1(2)・2</u> (2) 情報の収集 <u>1(3) 津波からの避難対策</u> <u>1(3)・2</u> (3) 緊急対応措置の実施 <u>1(4)・2</u> (4) 応援の要請 <u>1(5)・2</u> (5) 応急復旧活動の実施 <u>1(6)・2</u> (6) 広報活動の実施	機関名：一般社団法人愛知県LPガス協会 主な措置：(1) 災害対策本部の設置 (2) 情報の収集 (3) 緊急対応措置の実施 (4) 応援の要請 (5) 応急復旧活動の実施 (6) 広報活動の実施	市ガス事業者がないため)
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策	
261	<u>1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置</u> (1) 災害対策本部の設置 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。 (略)	<u>一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</u> (1) 災害対策本部の設置 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。 (略)	表記の整理 (町内に都市ガス事業者がないため)
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
265	<u>2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置</u>	<u>2 移動通信事業者(<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置</u>	表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
17	<u>5 通信事業者及び移動通信事業者における措置</u> (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>KDDI株式会社</u> 及びソフトバンク株式会社は、(略)	<u>5 通信事業者及び移動通信事業者における措置</u> (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>KDDI株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、(略)	表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
20	表中 区分：第5節 バス 機関名：中部運輸局 主な措置： 路線バス事業者に対し、 <u>次の措置をとる。</u> <u>1(1)</u> 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供(東海地震	表中 区分：第5節 バス 機関名：中部運輸局 主な措置： <u>1</u> 路線バス事業者に対し、 <u>(削除)</u> 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供(東海地震注意情報発表) <u>を行うよう指導</u>	表記の整理 (実施主体の整理)

頁	現行（令和5年3月修正）	修正（令和6年 月修正）	修正理由
	注意情報発表） <u>（追記）</u> <u>1 (2) バスの強化地域内（町の区域を含む。以下同じ。）走行の極力抑制等（警戒宣言発令）</u>	<u>（削除）</u>	
	第5節 バス	第5節 バス	
30	1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し <u>次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u> <u>(2) 警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u>	1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し、 <u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者呼びかけるよう要請する。</u> <u>（削除）</u>	表記の整理 （実施主体の整理）